

とよなか

# まちづくり 手帖

平成30年(2018年)

5月発行

臨時号

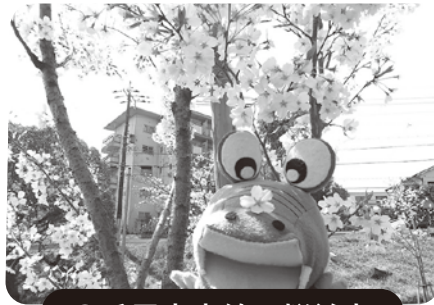
それゆけ!



## ～「とよなか百景」編～

### まちづくり探検隊!!

市民のみなさんから募集した市内の魅力的な景観を集めた「とよなか百景」は、3月に17年ぶりにリニューアルされました!!



●千里中央線の桜並木

(新千里北町2丁目・阪急バス「二丁目南口」下車すぐ)

こんにちワニ〜。  
今回はリニューアルされた「とよなか百景」の中から3件を探検するワニ〜!!



ひ、飛行機が目の前に迫ってくるなんて!!  
とても貴重ワニね〜。ここは原田下水処理場の屋上であって、みどり豊かな芝生広場もあるワニよ。

うわあ〜!!桜のトンネルでお花見ワニ〜♪  
「とよなか百景」には、他にもお花のきれいなスポットがたくさん載っているワニ〜。



●スカイランドHARADA

(原田西町・阪急バス「クリーンランド前」下車、北へ約750m)



●豊南市場

(庄内東町1丁目・阪急電鉄「庄内」駅下車、東へすぐ)

新鮮な果物・野菜・お魚・お肉などいっぱい!!  
安くて美味しそう。お店もとても活気があるワニ。  
年末にはもっとにぎわうみたいワニ〜♪



「とよなか百景」は、都市計画課、各出張所など公共施設で配布している冊子のほか、市ホームページでも紹介しているワニ〜。

【お問合せ】都市計画課景観形成係 TEL:06-6858-3143



ホームページはこちら

(回覧)






# 「まちづくり掲示板」

## 空き家

### 空き家をリフォームして活用する提案を募集します

～提案型空き家利活用リフォーム助成事業～

「地域の活性化やにぎわいづくりに」「地域の人たちが集う」「高齢者や子育て中の人が使える」等、公益性・先駆性のある事業や取組みを実現するために必要な改修費用の一部を助成します。書類審査と審査会を行います。

詳細は、住宅課及び市ホームページで配布の募集要領をご参照ください。

【お問合せ】住宅課総務企画係 TEL：06-6858-2741



ホームページは  
こちら



### 空き家と利活用希望者を引き合わせます

～「とよなか空き家と人の縁づくり」空き家マッチング支援事業～

空き家の多様な利活用を望む所有者と、空き家を利用したい団体及び個人をお引き合せする事業です。下記の3つの手順で支援しています。

- ①空き家所有者や利活用希望者からのご相談を受けて、情報を登録。
- ②登録した空き家や利活用希望者に関する情報をホームページやSNSなどで発信。
- ③イベント開催や活用条件の確認などを通じ、空き家所有者と利活用希望者を引き合せ。

【お問合せ】「とよなか 空き家と人の縁づくり」窓口 TEL：070-6478-1666（平日：10時～18時）

本事業以外にも空き家に関する情報が掲載されています。ぜひご利用ください。

メール：toyonaka-akiya@ichiura.co.jp

ホームページ：http://toyonaka-akiya.com/

※本事業は、豊中市が(株)市浦ハウジング&プランニングに委託し実施しています。



ホームページは  
こちら

### 住まいの地震対策に補助します

## 耐震

～耐震補助制度～

本市では、災害に強いまちづくりを進めるため、さまざまな耐震補助制度があります。昨年度から、耐震改修の補助額を最大100万円までに増額しています。今後の地震に備え、対策を進めましょう。

【補助対象】昭和56年(1981年)5月31日以前に建築された木造住宅。  
その他、詳細な要件がありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

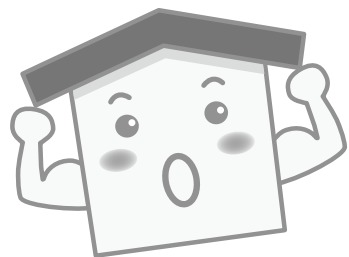
【補助額】※それぞれで、いずれかの一番少ない額を補助します。

- ・耐震改修：耐震改修に要した費用の1/2  
1戸あたり最大100万円（所得額により補助額が変わる場合があります。）
- ・耐震設計：耐震設計に要した費用の7/10  
1戸あたり10万円
- ・耐震診断：耐震診断に要した費用の9/10  
1戸あたり45,000円
- ・除却(解体)補助：除却工事に要した費用  
1件あたり上限40万円

【お問合せ】建築審査課管理係 TEL：06-6858-2417



ホームページは  
こちら



## 解体

～庄内・豊南町地区～

### 木造住宅等の除却(解体)費を補助します

地震等による大規模な火災発生時の延焼拡大の防止等、災害に強いまちにするために、庄内・豊南町地区において、木造住宅等の除却費の補助を実施しています。

【対象となる区域】

◎庄内地区

大島町1～3丁目、神州町、三和町1～4丁目、  
島江町1～2丁目、庄内幸町1～5丁目、  
庄内栄町1～5丁目、庄内宝町1～3丁目、  
庄内西町1～5丁目、庄内東町1～6丁目、  
庄本町1～4丁目、千成町1～3丁目、  
大黒町1～3丁目、野田町、日出町1～2丁目、  
二葉町1～3丁目、三国1～2丁目、  
名神口2丁目の一部、名神口3丁目

◎豊南町地区

豊南町西1～5丁目、  
豊南町東1～4丁目、  
豊南町南1～6丁目



対象区域

【対象となる建物】昭和56年(1981年)5月31日以前に建築された木造の建築物

【補助金の申込みについて】

- ・建物の登記がされている必要があります。
- ・申込みができるのは、建物所有者です。
- ・除却(解体)工事の契約を行う前に、申込みが必要です。
- ・除却(解体)工事の完了は、翌年の1月末までに必要です。
- ・補助金は、市の予算が無くなり次第、終了となります。

【補助金額】

下記の算出方法①～③のうち、最も低いものが補助金額となります。  
なお、詳細な要件がありますので、詳しくは担当課までお問い合わせください。

- ①建物の除却(解体)に要する費用(消費税抜き)×補助率※  
※補助率は、建物の種別ごとに次のとおりです。

建物の種別	補助率
木造共同住宅(アパート・文化等)	5/6
木造共同住宅を含む併用住宅	
木造住宅(戸建・長屋等)	5/12
木造住宅を含む併用住宅	
その他木造建築物(店舗・事務所等)	

- ②豊中市が定める額  
(補助の対象となる延べ床面積×1㎡当たりの算定基準単価×補助率※)

- ③補助限度額

建物の種別	補助限度額
木造共同住宅(アパート・文化等)	350万円/1棟
木造共同住宅を含む併用住宅	260万円/1棟
木造住宅(戸建・長屋等)	55万円/1戸
木造住宅を含む併用住宅	55万円/1棟
その他木造建築物(店舗・事務所等)	85万円/1棟

【お問合せ】市街地整備課計画係 TEL：06-6858-2342



ホームページは  
こちら

# まちづくりルールと支援制度を紹介します。



豊中市では、住民が主体となって自分たちのまちについて考え、土地利用のルールを策定する地区が増えています。地区の特性にあったより細かな土地利用のルールにより、住環境やまちなみを維持・継承していくことが期待できます。

今の住環境やまちなみを守り育てていきたい  
と思われるなら…

## 土地利用のルールを検討してみてもは?!

— 代表的なルールをいくつか紹介 —

### 地区計画

- 土地利用のルールについて、住民発意で定める都市計画法に基づく制度。
- 法律で定められた制限となり、決定後は市が運用。
- 権利者の多数の賛同が必要。

### 建築協定

- 土地利用のルールについて、定める制度。
- 契約に基づく制限となり、地元の運営委員で運用。
- 権利者の全員の合意が必要。

### 都市景観形成推進地区

- 建物の色彩や大きさなど景観ルールについて、住民発意で定める制度。
- 法律で定められた制限となり、決定後は市が運用。
- 権利者の多数の合意が必要。



ルールを作るまでは大変そうだけど？  
できるのかな？

大丈夫だよ！豊中市にはルール策定までに様々な支援制度が用意されていて、住民の活動をサポートしているんだって。



ルール策定までに、様々な支援制度があります。

まちづくりに興味をもったら!!

### 出前講座

- 市職員が地域に出向きルールの概要や事例などをお伝えします。

まちづくりの初動期に!!

### まちづくり講座

- まちづくりの専門家を市が派遣し、まちづくりに関する情報や技術・他地区の事例を詳しくお伝えします。
- 費用は市が負担します。  
※会場の用意は地域にて実施

ルールの検討・合意形成期に!!

### コンサルタント派遣

- コンサルタントを地域に派遣。
- 専門の知識を持ったコンサルタントがルール策定の具体的な内容の検討・合意形成の支援を行います。派遣回数については上限があります。
- 費用は市が負担します。  
※会場の用意は地域にて実施

ルールの検討・合意形成期に!!

### 活動費助成

- ルールづくりに必要な活動費の3/4を市が助成します。  
※5年以内で15万円まで

まちづくり活動について少しでも興味を持たれた際は  
お気軽に都市計画課地区まちづくり係までお問い合わせください。

Tel. 06-6858-2197 まで

まちづくりルールや支援制度についてより詳しく説明している冊子「まちづくりハンドブック」もあります。

市のホームページでもご覧いただけます。



ホームページはこちら